

長生きには備えと支援が不可欠

長寿リスクは誰が負うのか



年金総合リサーチセンター 主任研究員 新美 隆宏
niimi@nli-research.co.jp

1—はじめに

年金は我々の老後を支える重要な制度であるが、今年はこの年金に関しての様々な動きが見られる。公的年金では、紆余曲折を経て社会保障・税一体改革関連法案が8月に成立した。企業年金では、昨年度後半からのA I J問題により厚生年金基金が注目を集め、今後の対応についての検討が継続している。また5月には、「退職給付に関する会計基準」などが公表され、今後の企業経営は退職給付会計の改正による影響を受けるだろう。昨今の各種の制度の見直しは、少子高齢化への対応や年金財政の健全化・透明性の確保などを目的としたものとして評価できる。

一方で気になることもある。それは、長寿リスクをどの年金制度が、もしくは誰が負うのかという点である。本レポートでは、長寿リスクとは何か、各年金制度との関係、マクロ面の影響などを分析し、このリスクに対応する上での課題を考えたい。

2—長寿リスクと年金

1 | 長寿リスクとは何か

長生きを願う人は多いと思うが、現実的には生活するための資金面の裏付けが必要である。長寿リスクとは、平均余命が伸びることにより、これに相当する期間の生活資金が不足することや、老後のために予め準備する資金に追加が必要となることを言う。

「生命表」(厚生労働省)から具体的に数字を見ると(図表1)、2000年(第19回)から2010年(第21回)までの3回の生命表の65歳、70歳、75歳の男性の平均余命は一貫して伸び続けている。2000年に65歳だった男性は、82.54歳(65歳+17.54

図表1 平均余命の推移(男性)

	(年)		
	65歳	70歳	75歳
2000年	17.54	13.97	10.75
2005年	18.13	14.39	11.07
2010年	18.74	14.96	11.45

(資料) 厚生労働省「生命表」

2000年：第19回、2005年：第20回、2010年：第21回

歳（平均余命）まで生きると見込まれていた。これが5年後（2005年、70歳）になると2000年当時の見込みより1.85歳の長寿の84.39歳まで生存する見込み、更に5年後（2010年、75歳）では86.45歳と2000年当時の見込みより3.91歳の長寿となる。従って、2000年に65歳だった男性が、平均余命に対応する17.54年分の老後資金の準備しかしていない場合、2010年に生存していると3.91年分の資金不足が生じることになる。

このような長寿リスクについて、もう少し整理すると、「個人生活の長寿リスク」と「年金制度の長寿リスク」に分けられるだろう。「個人生活の長寿リスク」とは、あと何年生きられるのか、いつまで仕事が続けられるか（収入が得られるか）などの予測が不可能であるために生活資金が不足するなどの可能性（リスク）を意味する。「年金制度の長寿リスク」とは、公的年金を例にすれば、これは終身に亘る年金支給を約束しているため、各人への年金支給をいつまで続けるかを予測することが不可能であり、想定以上に長寿化する場合に公的年金や企業年金などの年金制度の財政状況が悪化するなどの可能性（リスク）を意味する。以下では、この2種類の長寿リスクの視点から整理をしたい。

2 | 高齢者世帯、現役世帯の家計の状況

① 高齢者世帯の家計の状況

老後の生活における収入と支出の実態はどうなっているのだろうか。「家計調査」（総務省）によって、年金が主な収入源となっている無職の高齢者世帯の平均的な月次の収入と支出の状況を見る（図表2）。毎月の収入は約18.8万円で、その大部分を国民年金や厚生年金、共済年金などの公的年金が占める社会保障給付で賄われている。

他方、支出は約22.6万円で、食費や住居費などの消費支出と、税金や社会保険料などの非消費支出に分けられる。収入から支出を差し引くと、毎月約3.8万円の赤字となっており、この不足分を預貯金の取り崩しや企業年金・個人年金などの保険によって埋め合わせている。

このように、平均的な無職の高齢者世帯では、公的年金などの社会保障給付のみで老後生活に必要な全ての支出を賄うことはできず、貯蓄の取り崩しなどによって生計を維持している。つまり、老後の生活は、老後に備えるための貯蓄額の水準や貯蓄の取り崩しペースなどを通じて、「個人生活の長寿リスク」の影響を受ける構造であることが分かる。

② 高齢者世帯と現役世帯の貯蓄・負債の状況

老後に備えるためには、貯蓄等によって計画的に準備を進めることが重要であるため、「家計調査」によって年齢別の貯蓄と負債の状況を確認したい。39歳以下の世帯は、貯蓄から負債を引いた純貯蓄

図表2 高齢者世帯^注の収入・支出（月次、2010年）

(人、歳、円)	
世帯人員	1.83
世帯主の年齢	74.1
収入	188,406
うち社会保障給付	168,413
支出	226,533
消費支出	203,677
非消費支出	22,855
赤字	▲ 38,127
うち金融資産の取崩し	▲ 34,338
うち貯蓄の取崩し	▲ 33,894
預貯金の取崩し	▲ 26,742
保険金など	▲ 7,152

(資料) 総務省「家計調査」

(注) 世帯主が65歳以上の無職世帯

額がマイナスとなっている一方で、60歳以上の世帯の純貯蓄額は、2,000万円を超えており、年齢間での差が大きいことが分かる（図表3）。

次に、純貯蓄額の直近10年間の推移を見る（図表4）。29歳以下の世帯は、10年前は約100万円のプラスであったものが現状では若干のマイナスになった。10年前は純貯蓄額がほぼゼロであった30歳台の世帯は、250万円程度のマイナスとなった。その一方で、60歳以上の世帯の純貯蓄額は若干減少しているものの、2,000万円以上の水準を維持している。家計部門の貯蓄の多くが高齢者世帯に偏在しており、39歳以下の世帯の家計が厳しくなりつつあるようだ。また、この年齢間での差は拡大傾向にあると思われる。

60歳以上の世帯の貯蓄の平均額は2,287万円だが、中央値ⁱⁱは1,542万円となっている。高額な貯蓄を有する一部の富裕世帯の影響を平均額は受けており、実態以上の水準に見えている点に留意が必要だろう。

仮に1,542万円の貯蓄があれば、毎月の不足分から単純に計算すると、約34年間（ $1,542 \text{万円} \div (3.8 \text{万円/月} \times 12 \text{ヶ月}) = 33.8 \text{年}$ ）は毎月3.8万円の貯蓄の取り崩しが可能である。

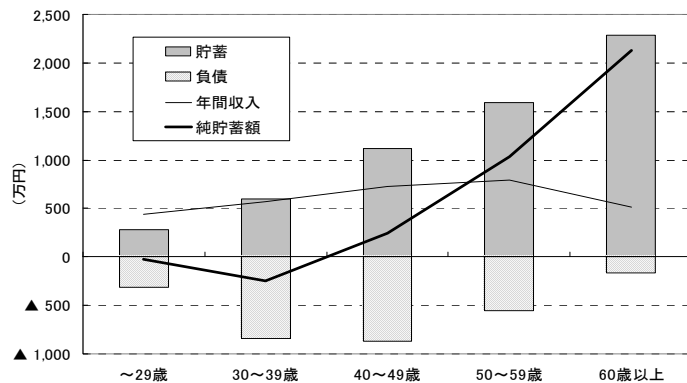
39歳以下の世帯の家計が厳しい状況は、公的年金の年金保険料の未納の一因と考えられる。これは社会保障制度の維持・運営に影響するだけでなく、これらの世帯が老後に備えた自助努力を進める上でも大きな制約となり、「個人生活の長寿リスク」への準備が進まない懸念がある。

3—年金制度と長寿リスク

1 | 公的年金と長寿リスク

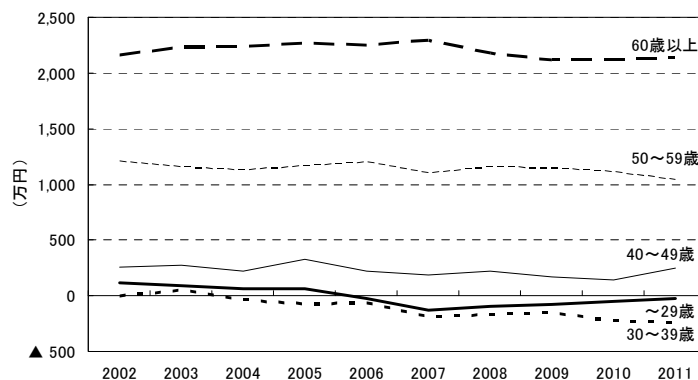
ここでは、公的年金、企業年金と個人年金のそれぞれについて、長寿リスクとの関係を見たい。最初に、公的年金と長寿リスクの関係を整理する。公的年金は終身年金ⁱⁱⁱであるため、長寿リスクは受給者ではなく、年金制度が負っている。公的年金についてももう少し詳しく見ると、これにはマクロ経済スライドという仕組みが採用されており、現役世代の減少や引退世代の増加に応じて一人当たりの給付額を抑制することによって年金財政のバランスを維持する。この仕組みには平均余命の伸びが考慮されているため、年金支給は終身に亘るものの、今後は支給額の減少が見込まれる。

図表3 年齢別の貯蓄・負債等の状況(2011年)



(資料) 総務省「家計調査」
(注) 二人以上世帯、年齢は世帯主の年齢

図表4 純貯蓄額の推移



(資料) 総務省「家計調査」
(注) 二人以上世帯、年齢は世帯主の年齢

少し本論から離れるが、8月の社会保障・税一体改革関連法案の成立を受けた、公的年金の制度改革の検討の動きを説明したい。同法案に係る民主党、自民党、公明党の3党合意によって設置された社会保障制度改革国民会議が中心となり、来年8月までに公的年金の制度改革の議論、検討を行う。同会議では、年金だけでなく、医療、介護、子育てなどが広く検討されるが、年金分野では最低保障年金の導入、デフレ化でのマクロ経済スライドの発動、年金支給開始年齢の引き上げなどが論点となるだろう。同会議には、公的年金の財政状況は非常に厳しいものの今後も制度を維持・運営していくために、まずは公的年金の現状を国民に開示・説明し、その上で国民の安心が得られ、かつ給付の抑制・削減による年金財政の健全化にむけた検討をお願いしたい。

公的年金と長寿リスクの関係を整理すると、「年金制度の長寿リスク」は減少する一方で、個人への長寿リスクの移転によって「個人生活の長寿リスク」が増加傾向である。

2 | 企業年金と長寿リスク

次に、企業年金と長寿リスクの関係だが、これは各企業年金が採用している支給方法が、終身年金か、それとも有期年金^{iv}かによって異なる。自身が加入している企業年金の支給方法が終身年金の場合は、前述の公的年金と同様に、長寿リスクは加入者ではなく企業年金が負っている。一方で、有期年金の場合は、予め設定された支払期間を超えて長生きをすると、この間の年金支給は無いため、加入者が長寿リスクを負うことになる。

実際に各企業年金は、どのような支給方法を採用しているのだろうか。少し古く、また集計社数が少ない資料ではあるが、図表5を見ると、企業年金全体では、終身年金より有期年金の方が多い傾向がうかがえる。また、多くの企業年金は、退職時に一時金での受取りを選択できる制度となっている。そこで退職者の行動を見ると、税制面の利点などから一時金選択率は50%程度で推移している。従って、企業年金に加入していても、支給方法が有期年金であることや、一時金の選択により、長寿リスクを負っている受給者が少なくないと推察できる。

また近年の傾向として、企業年金の制度設計を見直して、新規加入は確定拠出年金のみとする、現存する企業年金の支給方法を終身年金から(一部を)有期年金に変更する、などの動きが散見される。これらの見直しは、母体企業の財務面への影響・負担の軽減を主眼としているが、同時に、今まで企業年金が負っていた長寿や資産運用などの各種のリスクを、年金受給者に移転する方向であることを意味している。

他にも、A I J問題が契機となり、厚生労働省が厚生年金基金の廃止の是非が検討している。また、日本経済新聞社が実施した企業年金に関するC F Oアンケートによると、有力企業200社の約7割が「企業年金が業績や財務の重荷になっている」と回答、また約4割が「確定拠出年金の導入」、約2割が「給付水準の引き下げ」を検討しているとの回答であった。いずれの動きも、企業年金による今以

図表5 企業年金の支給方法

	終身	有期	その他	社数
合計	24.1%	63.9%	12.0%	108
確定給付企業年金	36.4%	33.3%	30.3%	33
厚生年金基金	80.0%	—	20.0%	5
適格退職年金	12.7%	87.3%	—	55
確定拠出年金	21.4%	64.3%	14.3%	14

(資料) 労政時報別冊「退職金・年金事情 2007年版」

(注) 各制度は、各社が採用している主たる運用制度

その他は「終身・有期の選択」「部分的に終身と有期の両方あり」といったケース
適格退職年金は、2012年3月31日に廃止された

上のサポートが期待できる方向性を示しているとは考えられない。

企業年金と長寿リスクの関係を整理すると、企業年金においても「年金制度の長寿リスク」が減少する一方で、個人への長寿リスクの移転によって「個人生活の長寿リスク」が増加傾向である。

ここで、日本から離れて欧米の状況を簡単に紹介したい。欧米では英国を中心に、バイアウトと呼ばれる手法の利用が活発化している。これは、年金基金が年金支給に関わる一切の義務を、協議をして決めた費用を保険会社などに支払うことによって、その会社に移管する手法である。年金基金およびその母体企業はバイアウトの費用を支払うことにより、将来の年金支給の事務などの義務的な対応や、長寿や資産運用などの各種のリスクから解放される。日本で見られる企業年金の制度設計の見直しと同じく企業側の負担軽減を目的としているが、欧米のバイアウトでは、年金支給者が企業年金から保険会社に変わるだけで、年金受給者の権利は従前と同じであり、「年金制度の長寿リスク」から「個人生活の長寿リスク」への移転などが生じない点に相違がある。

3 | 個人年金と長寿リスク

個人年金は、公的年金や企業年金に上乗せして、更に充実した老後の備えを目的とする個人の自助努力である。年金額や支給方法・支給期間などを各人のニーズ合わせて自由に設定することが可能であり、生命保

表6 個人年金の支給方法 (2012年)

	有期年金	終身年金	その他	不明
世帯主	60.5%	15.4%	2.2%	26.6%
配偶者	54.8%	13.2%	1.8%	35.5%

(資料) 生命保険文化センター
「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>」
(注) 複数回答、有期年金は5年間、10年間、15年間の合計

険会社などと契約を結ぶ。長寿リスクに備えるためには、有期年金よりも終身年金の方が適していると思えるが、実態を見ると契約者は終身年金よりも有期年金を選択することが多い(図表6)。このような傾向は終身年金パズル^{vi}と呼ばれ、日本だけでなく世界的に見られる。契約者が終身年金を選択しない理由として、遺産動機、手数料が高い、家族間での保険機能、医療費などの不時の支出への備え、公的年金の存在、損失回避、グロースバイアスなどの多くの仮説があるものの十分に説明することは出来ない。この他にも、年金などの老後資金の準備手段への課税方法の違いも、各人の選択に影響する。

このように、個人年金を契約していても終身年金を選択している割合は低く、終身年金は「個人生活の長寿リスク」に備える有効な手段と考えられるものの、その利用は限界的と言えよう。

4—潜在的な長寿リスクの影響

先に述べたように、無職の高齢者世帯では、毎月約3.8万円の資金不足が発生しており、預貯金の取り崩しや企業年金・個人年金などの保険によって穴埋めをしている。ここでは、仮定として65歳の男性について、長寿化によって必要となる資金額を試算する。

最初に、2000年(第19回)時点の死亡率(平均余命17.54年)を前提として、生存している期間は毎月1万円(年間12万円)を得るために必要な現時点での資金額(年金原資)を求める。現在価値

を求めるための割引金利を1%と仮定すると、この場合では約189.4万円の資金があれば足りる計算となる。ところが、死亡率の前提を2005年（第20回、平均余命18.13年）とすると必要な資金額が約195.4万円（+約6.0万円）、2010（第21回）年の死亡率（平均余命18.74年）では約201.5万円（+約12.2万円）となる。つまり、死亡率の前提を2000年時点のものから2010年時点のものに変更すると、約12.2万円の追加資金が必要になる。このような死亡率の違いにより必要となる追加資金の額は、年齢によって異なり高齢になるほど少額になる。例えば75歳の男性の場合は、死亡率の前提を2000年時点から2010年時点へ変更すると、追加資金の必要額は約7.4万円となる。

次に、この影響額が日本全体で見てどれくらい規模であるかを考える。「平成22年国勢調査による基準人口」（総務省）によると、2010年時点の65歳の男性の人口は約69.3万人である。仮に、この人達の全員が、収支の赤字に備えるために、毎月1万円を得るための資金を2000年の死亡率を前提として事前に用意するとする。この場合、実際の死亡率が2010年の死亡率まで長寿化すると、現在価値ベースで約843億円（12.2万円×69.3万人）もの追加資金が必要との計算になる。

先に述べたように高齢になると一人当たりの追加必要額は少なくなること、仕事を続ける人がいることなどを考慮しても、2010年時点での65歳以上の人口は男女合わせて2,948万人、一世帯当たりの平均的な赤字が毎月約3.8万円であることを考えると、日本全体の「個人生活の長寿リスク」を見込む場合に追加的に必要となる資金（年金原資）は少なくとも2～3兆円の規模になるであろう。加えて、公的年金の支給水準が下がる可能性があること、65歳以上の人口が増え続ける^{vii}こと、企業年金の制度見直しの動きなどまでを考慮すると、この金額は更に大きくなりかねない。

5——長寿化に備えるための対応と課題

1 | 個人の自助努力による備えに対する支援

老後の備えは、公的年金と企業年金、更には預貯金や個人年金などの個人の自助努力の3つの仕組みを組み合わせるしかない。しかしながら、少子高齢化が進み、国の財政状況が逼迫している現状を考えると、今以上のサポートを公的年金に期待することは現実的ではなく、むしろ特例水準の解消やマクロ経済スライドの適用による給付水準の低下や支給開始年齢の引き上げを覚悟しなければならない。企業年金においても、企業にとってリスクの高い厚生年金基金や確定給付企業年金などの確定給付型の企業年金から確定拠出年金への移行が進み、支給方法も終身年金から有期年金への変更が増えるだろう。運用環境が厳しい中で、加入者自身による長寿リスクや資産運用リスクなどのマネジメントが求められる。公的年金や企業年金への依存に限界があるとすれば、老後の備えを確かなものとするための選択肢は個人の自助努力しか残されていない。公的年金や企業年金の「年金制度の長寿リスク」から「個人生活の長寿リスク」への移転により、自助努力によるリスクマネジメントの重要性が高まっている。

個人の自助努力の受け皿の一つとして、生命保険会社などの終身年金が考えられる。公的年金や企業年金のみでは賄いきれない収入を、これによって一生涯補完する方法である。海外では、このような個人による自助努力を支援するための制度などを設けている事例がある。一例として、ドイツのリースター年金^{viii}を紹介する。リースター年金は、任意加入の年金で、公的年金の給付水準引き下げを

補うことを目的として、公的年金の加入者及びその配偶者を対象として2002年に導入された。加入者は、生命保険や銀行預金、投資信託などの適格商品を契約する。優遇税制があり、積立時と運用時は非課税、給付時に課税される制度になっている。また、拠出時には政府からの助成金や税の還付があり、支給時には助成金を含む元本全額が保証される。支給方法は、遅くとも85歳開始の終身年金（一部は一時金で受け取り可能）となっている。このほかにも、イギリス、フランス、オーストリア、オーストラリアなどの各国も年金による自助努力を支援する様々な制度がある。また、アメリカも、今年2月に老後の生活資金確保策として終身年金の普及を目指す方針を明らかにした^{ix}。

2 | 長寿リスクのマネジメントに対する支援

「個人生活の長寿リスク」の増加への対応策の一つとして、終身年金による保険会社などへのリスク移転が考えられるが、この場合は移転された長寿リスクを保険会社がマネジメントできるかが課題となる。先に挙げた65歳男性の場合を例として考えると、2000年（第19回）と2010年（第21回）を比較すると、この10年間に生じた長寿化により必要となる年金原資には6.4%もの差がある。高度成長期のような高金利、株高の局面であれば、この差分を資産運用による超過収益で補うことが期待できるが、近年のように10年国債の金利水準がせいぜい1%程度であることを踏まえると、運用努力などによって容易にカバーできるとは考え難い。また、これに備えるために保険料の水準を保守的に見積もるとすると、結果として高額な料率設定となるため、保険商品としての魅力が乏しくなると思われる。

そこで、民間が負う終身年金の各種のリスクのうち、長寿リスクだけでも政府で負うことが可能かを考える。2004年11月に、欧州投資銀行（European Investment Bank）が、5.4億ポンドの長寿債（Longevity Bond）を発行した。この債券は、25年満期、参照インデックスにイングランドとウェールズの65歳男性の生存率を用い、参照インデックス×元本の利払いが行われる仕組みである。従って、この地域の65歳男性の生存率が高まれば（長生きをすれば）、利払いが増加する仕組みとなっている。

この債券は、発行規模が小さく、長寿リスクをヘッジしたい購入者（年金基金や保険会社）にとってベーシスリスク（ヘッジしたいリスクとヘッジ手段（この場合は長寿債）との乖離）があること、統計データなどの様々な理由により、市場には十分に浸透しなかったようである。バイアウトを引受けた保険会社や再保険会社などの長寿リスクなどの死亡率に関するリスクの引受余力に限界があるため、その後の動きとして、これらのリスクを長寿スワップ（Longevity Swap）や保険リンク証券（Insurance Linked Securities）を用いて資本市場の参加者などに転化するなど、長寿リスクを対象とした取引の拡大を目指す動きが見られるものの、まだ道半ばの様相である。

一定程度の見積もり可能な範囲内での長寿化の影響は、これに応じた保険料の設定などの商品設計面での対応によって民間が負うことは可能であろう。しかしながら、想定範囲を上回る長寿化となる場合には、この分の長寿リスクを民間が引受けることには限界があると考えざるを得ない。財政面の余力は十分ではないものの、例えば欧州での試みのように、長寿債を国債として発行するなどの方法を用いて、政府と民間が協調して長寿リスクに対処する方法を検討する余地があるのではないだろうか。

これは、公的年金や企業年金の「年金制度の長寿リスク」から移転された「個人生活の長寿リスク」が保険会社等により分散されるものの、その一部は再び国に移転されることを意味しており、長寿リスク移転の輪を断ち切ることは容易ではない。

6—おわりに

老後生活は、公助と自助の組み合わせで準備を進めるものだが、今まで以上の公助による支えは期待できないだろう。それどころか、今以上に長寿や資産運用などのリスクを個人が負う構造となりつつある。「年金制度の長寿リスク」から「個人生活の長寿リスク」への移転が進む我々を取り巻く制度や環境の変化を考えると、まずは自身の公的年金や企業年金の制度がどのように変わるかを把握し、これらによる長寿化とその影響についての正しい知識と理解が全ての出発点と言える。これらを踏まえた上で、個人の自助努力としてどの程度までの負担が可能か、どのような備えをするかを検討し、出来るだけ早くから行動することが肝要である。高齢者の一層の増加が見込まれる中で、多くの国民が安心して過ごせる老後を迎えるためには、自助努力の手段の一つとして終身年金が考えられる。税制優遇などの政策的な後押しと、適正な価格設定のための民間による創意工夫と、政府と民間の協調によって長寿リスクに対処する仕組みの検討などが必要だろう。今回は長寿リスクを中心に検討したが、これ以外にもインフレリスクなどの検討すべきリスクは多い。老後は誰もが等しく迎えるものであり、共助と自助を上手く組み合わせて、少しでも賢く、効率的に備えたい。

また、長寿リスク移転の輪を断ち切るためには、少なくとも公的年金や企業年金などの「年金制度の長寿リスク」からの「個人生活の長寿リスク」への移転を食い止めなければならない。そのためには、少子化対策や高齢者雇用による労働人口の増加、世代内での扶助などの社会全体の仕組みの見直し、構造改革が必要だろう。

ⁱ ある年齢の人が、その後、何年生きるかの期待値

ⁱⁱ 複数のデータを小さい順（もしくは大きい順）に並べたときに中央に位置する値

ⁱⁱⁱ 受給者が死亡するまで終身に亘って年金が支給される仕組み。予め定めた保証期間中は生死に関わりなく年金が支給、保証期間終了後は死亡まで年金が支給される保証期間付終身年金が、生保会社商品の場合は一般的

^{iv} 予め設定された支払期間を限度として、死亡するまで年金が支給される仕組み。有期年金にも保証期間を設けた保証期間付有期年金がある。

^v 「企業年金に関する基礎資料（平成23年12月）」（企業年金連合会）によると、厚生年金基金の一時金選択率は、2008年は52.8%、2009年は50.2%、2010年は48.0%。一時金選択率とは、加算型の基金における加算部分の一時金選択率であり、次の式の値。一時金選択率＝全額一時金選択者数÷（加算年金新規裁定者数（一部選択者含む）＋全額一時金選択者数）

^{vi} 終身年金パズルについては、以下のレポートに詳しい。

臼杵政治（2011）「終身年金パズルについて」ニッセイ基礎研究所、ジェロントロジージャーナル

北村智紀（2012）「アニュイティ・パズル（終身年金パズル）再考」ニッセイ基礎研究所、年金ストラテジー

^{vii} 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位・死亡中位の推計によると、65歳以上の人口は2010年の2,948万人から、2015年は3,395万人、2020年は3,612万人、2025年は3,657万人に増え続ける。

^{viii} 前田俊之（2012）「欧米諸国の年金事情～隣の芝生は青いか～ 第四回＝ドイツ編＝」ニッセイ基礎研究所、保険・年金フォーカス

^{ix} 小松原章（2012）「米国退職貯蓄マーケットの動向と注目される終身年金」ニッセイ基礎研究所、基礎研レポート